

みやせん だより

第1号
H29.7月発行
宮原共同事務センター

7月に入り、暑い日が続きますね。
熱中症や夏バテしないように気をつけましょう！
今回は、学校配分予算（前渡資金）の取扱についてお知らせします。



■ 学校配分予算(前渡資金)の取扱について

呉市の学校予算は、必要な物品の調達を容易に行うことを目的として、学校長に資金を前渡しする「前渡資金」という制度となっています。

配分された予算の枠内で各学校で使途を判断することにより、実状に応じた予算執行を行うことができるようになっていきます。

手元に現金があり、容易に必要な物品が購入できる制度は、学習活動を円滑に進めるためにとってもよい制度です。税金を大切に使うために、執行にあたって注意すべき点を確認しましょう。

執行にあたっての注意すべき点

- 1 購入できる物は、消費税込み単価2万円未満のものです。



利益が個人に還元されるものは前渡資金で購入できません。

- 2 購入できるのは、呉市内の業者からに限られます。
- 3 購入できる日は、授業日のみです。週休日・祝日は購入できません。
- 4 購入手続きは、次の領収書等で精算します。

- ・学校専用の領収書「物品・一般領収書(学校専用)」…シャチハタ印は使用不可です。
- ・レシート…いろいろな要件(店名・年月日・品名などの明記)があります。

※ ポイントカードの使用は禁止されています！

- 5 研究会で資料代が必要な場合は、お金の準備が必要なので事前にお知らせください。
★ 発行された領収書は速やかに提出してください。

購入する前に相談してください。購入する予定の金額が学校にあるか等確認します。



以上、5点のほか、家庭科の調理実習で使用する調味料は、前渡資金で購入できる物が決められています。購入時に参考にしてください。

小学校：みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ
中学校：みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ、
バター、小麦粉、サラダ油、みりん、こしょう、
ベーキングパウダー、でんぷん、酒、ケチャップ、
薄口しょう油

これ以外は個人負担となります。